

平成21年度 定期総会

2009年5月27日（水）12時30分 弁護士会館クレオ

平成21年度 会務執行方針

1 裁判員裁判の担い手として

裁判員制度が、いよいよ5月21日から施行され、7月の終り頃には、1号事件の公判が開かれることになりそうである。今まで議論されてきたように、司法への市民参加の意義に理解を求め、市民による司法が実現すること、また、裁判員裁判をテコにした刑事司法の改善・改革を実現することにつき、現場を支える会員の皆様と力を合わせて尽力していきたい。

弁護技術の面でも、対応態勢の面でも、裁判員裁判の担い手として頼りがいのある弁護士を輩出していけるように、研修と経験交流をより充実させ、情報収集と分析をし、運用改善と制度改革を図っていくことが最優先課題である。

マスメディアの関心も高まる中、マスコミ関係者との意見交換も充実させていきたい。弁護人として活動する会員としてもマスコミ対応能力を磨く必要もでてくるかと思われる。

2 被疑者国選弁護制度の拡充、 弁護の質の向上に向けて

同じ5月21日には、被疑者国選弁護制度が必要的弁護事件にまで拡大され、全国の弁護士会で対応に追われている。当会においても、多摩支部、法テラス、多摩パブリック法律事務所と協力しながら、多摩地域を含めた担い手の確保、対応態勢の確保に万全を期したい。

国選弁護報酬については、関係者の大変な努力によって相当程度の増額を実現することができた。もちろん、現場を支えておられる会員の皆様の労力に比べれば十分ではないとはいえ、従来から比べると相当大きな増額である。そのことは逆に、弁護活動の質が問われたり、不適正弁護に対する非難が強まる

ということでもある。弁護活動への介入を許さないという観点とともに、不適切な弁護、手抜き弁護をなくす努力も求められる。今後も、会員の皆様と協力しながら、弁護の質を高める努力をしていきたい。

3 被害者参加制度の適切な運用を

昨年12月1日から、被害者参加制度が始まっている。被害者支援の重要性や被害者参加の意義は十分に理解はしているが、被告人の防御権、弁護人の弁護権を侵害しないように適切な運用を図ることについて意を用いながら制度の運営にあたりたい。被害者参加代理人制度の適切な運用を図るための研修の充実なども必要である。

4 法曹人口問題について

昨年度における法曹人口問題で議論された司法基盤の整備、とりわけ民事法律扶助の拡充に取り組むとともに、若手会員のためのOJTの実施、実効性あるチューター制度の実現などに取り組みたい。昨年度公表した「法曹人口問題に関する意見書」でいったん区切りがついたとは言っても、5万人という数字を見据えて、その数字に近づく前に、その後どうするかということも議論を深めなければならない。また、法科大学院のあり方、隣接士業との役割分担、協働のあり方についても、十分な議論を行う必要がある。

5 活動領域の拡大

消費者行政の一元化についても、関係者の尽力により、消費者庁、消費者委員会が創設されることが確実になった。今後は担い手を輩出していかなければならない。司法制度改革を実行する時代は、任期付



公務員や公設事務所、法テラスの担い手など、あらゆる活動領域で担い手を求められる。弁護士任官、非常勤裁判官、弁護士職務経験の受け入れ事務所などについても、会員の皆様にご協力をお願いすることになる。改めて取り組みを強めたい。

6 専門性の高い研修と業務対策の充実

弁護士人口増の中で、業務拡大の重要性が様々な観点から議論されているところである。この点については、専門性の高い研修と業務対策に一層積極的に取り組んでいきたい。4月30日には、法律研究部サミットを開催した。研究部の活性化、研修の充実にはより一層の努力をしていく。また、法律相談センター、弁護士紹介センター、研修センターなどと有機的・総合的な連携をとり、実効性のある対応を目指す。新たな業務領域で活躍する会員に対してもサポートしたい。

7 多摩地域へのリーガルサービスの拡充

5月19日には、東京地方裁判所・東京家庭裁判所立川支部の落成式、三弁護士の多摩支部の開設記念パーティーもあった。既に4月20日から業務は開始しており、「基地の街から司法の街へ」との新聞の見出しもあったが、法の支配の浸透のため多摩地域の市民に対する法的サービスの拡充に努力したい。

8 民法（債権法）改正への取り組み

民法（債権法）改正の件についても、会内議論を深め、適切な改正になるよう、また、最大のユーザーである我々弁護士および弁護士の意見を反映させる努力をしていきたい。

9 来年3月開催の世界大都市弁護士会会議の成功に向けて

現在は、国際化が進み、クライアントの大小を問わず、グローバルなリーガルサービスを求められている時代になっている。法の支配の重要性や弁護士制度の拡充などについては、世界共通の関心事である。こうした状況の中で、日本の弁護士会からの発信を求められる機会も増えている。最近も、中国からの訪問があり、行政不服審査法や行政訴訟、司法制度、弁護士のあり方について意見交換をしたが、各国とも司法への関心が非常に高まっている中で、当会としても、様々なところで議論をし、発信をしていくことを考えたい。来年（2010年）3月には、世界の大都市の弁護士が集まる世界大都市弁護士会会議が東京で開催され、当会が主催することが決まっている。この会議の成功のために尽力をしたい。

10 男女共同参画の実現

当会としても、ジェンダー・バイアスを排除し、社会のモデルとなるべき弁護士会における男女共同参画を実現すべく様々な議論をし、施策を考えていきたい。

11 終わりに

もとより憲法改正問題について、気を緩めることなく動向を注視し、多様な意見を闘わせ議論を深め、平和憲法の存続と法律家団体としての説得力ある意見表明と運動が展開できるような活動を続けていくことは当然のことであり、その他、OA化の刷新、長期的視点に立った財務の健全化などについても、将来を見据えて、様々な構想を議論し、取り組んでいきたい。

審議

第1号議案 平成21・22年度資格審査会、懲戒委員会及び綱紀委員会の委員並びに予備委員（いずれも弁護士会員委員及び学識経験者委員）選任に関する件

◎承認（全会一致）

〈内容〉

資格審査会、懲戒委員会及び綱紀委員会の各委員（綱紀委員会の弁護士会員委員は100人中80人）はいずれも任期満了となる。そこで、次期委員の選任をする必要がある。慣例により、これを常議員会に一任する。

第2号議案 「東京弁護士会多摩支部会規」の一部改正の件

◎承認（全会一致）

〈内容〉

本会多摩支部は、設置から11年余の期間が経過するなかで、支部委員会活動を年々充実させてきた。本年11月27日からは支部修習の開始も予定されており、本年3月4日の支部総会では、司法修習委員会、犯罪被害者支援委員会の設置が決定され、支部では合計13の委員会が活動する状況となる。支部に委嘱された事務は会規第4条に列記されているが、現在の支部の活動と同条の委嘱事務とは、必ずしも対応しない状況となっている。他方で、今後の支部活動の充実を想定すると、会規上の委嘱事務と支部の活動を厳密に一致させようとするのもまた、手続き上煩雑となり現実的ではない。そこで、支部への委嘱事務として最低限列記しておくべきと思われる「司法修習生の修習に関する事務」と、刑事弁護関係についての「国選弁護事件、国選付添事件、国選医療観察付添事件の運営に関する事務」及び「当番弁護士制度の運営に関する事務」を追加すべく会規改正を行う。

第3号議案 「審査補助員候補者及び指定弁護士候補者推薦等に関する会規」の制定の件

◎承認（全会一致）

〈内容〉

2004年（平成16年）に大改正がなされた檢察審査会法は、2009年（平成21年）5月21日に施行され、弁護士も審査補助員や指定弁護士として檢察審査会に関与することになった。審査補助員は、檢察審査会が不起訴処分の当否を審査する際、法的な助言を得るために弁護士の中から委嘱された者である。また、指定弁護士は、檢察官の不起訴処分に対し、檢察審査会が再度起訴議決を行ったとき、公訴提起及びその公判維持にあたる弁護士である。

東京三弁護士会は、檢察審査会からの委嘱を受けて審査補助員候補者を、また裁判所からの委嘱を受けて指定弁護士候補者をそれぞれ推薦するため、各会で「審査補助員・指定弁護士候補者名簿」を予め作成することになる。東京三弁護士会で協議を重ねた結果、上記名簿登載の要件を、①審査補助員は、弁護士経験3年を超える者または法曹経験7年を超える者で、日本弁護士連合会もしくは本会が行う研修を受講した者 ②指定弁護士は、法曹経験7年を超える者で、日本弁護士連合会もしくは本会が行う研修を受講した者 とする旨合意した。そこで、「審査補助員候補者及び指定弁護士候補者推薦等に関する会規」を制定する。

第4号議案 「東京弁護士会会則」の一部改正の件

第5号議案 「懲戒処分歴の開示に関する会規」の制定の件

◎いずれも承認（賛成多数）

〈内容〉

2008年12月5日開催の日本弁護士連合会の臨時総会において、懲戒処分歴の開示のための会則の一部改正が可決され、その後、懲戒処分歴の開示に関する規則が承認され、本年7月1日から施行されることとなった。この開示制度は日弁連に設けられるが、第1次の指導監督権を有する各単位会においても日弁連の制度に準拠した会則等の整備を行う必要があるため、「東京弁護士会会則」を一部改正するとともに、「懲戒処分歴の開示に関する会規」を制定する。

第6号議案 人権救済基金特別会計(3) 刑事拘禁・その他人権救済事業の租税公課の一部396,712円の支出につき、予備費を使用したことの承認を求める件

◎承認（全会一致）

〈内容〉

人権救済基金特別会計(3) 刑事拘禁・その他人権救済事業の租税公課1,004,822円につき、昨年度予算額600,000円及び中科目間流用(8,110円)を超過する一部396,712円の支出について、東京弁護士会会計規則第25条第1項に基づき、予備費を使用したことを承認する。

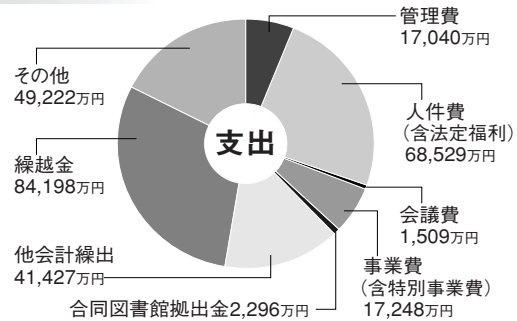
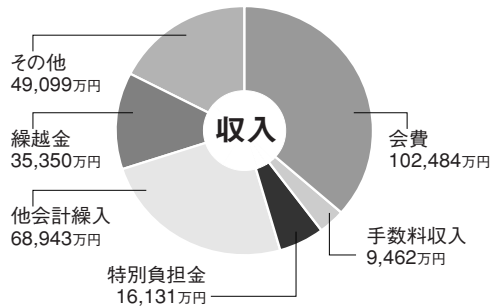
第7号議案 平成20年度一般会計・特別会計収支決算の承認の件

◎承認（全会一致）

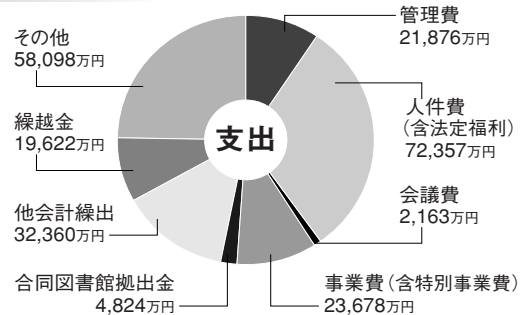
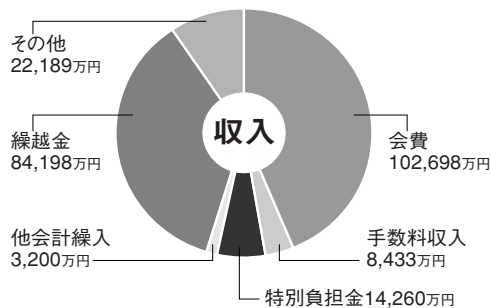
〈内容〉

監事から、平成20年度は赤字予算の見込みであったが、法律相談事業等特別会計からの繰入金収入や照会請求手数料が増加したこと、事業活動支出全体が抑えられたこと

平成20年度一般会計決算 合計 約281,469万円



平成21年度一般会計予算 合計 約234,978万円



等により、黒字決算となった。今後は、将来のシミュレーションを行い、財政の健全化をはかるための方策を考えるべきである旨の意見が述べられた。また、破産管財人等負担金や事業準備等引当資産、退職給付引当資産なども重要な課題である旨を指摘した。

第8号議案 平成21年度一般会計・特別会計収支予算(案)の決議の件

第9号議案 平成22年度4月分から6月分までの一般会計・特別会計収支暫定予算(案)の決議の件

◎いずれも承認 (全会一致)

〈内容〉

本年度では、法曹人口の増加に対応して、法曹養成制度、弁護士の研修のみならず、弁護士の業務基盤拡大のための施策に対する予算の裏付けが必要となる。特に、本年度から裁判員裁判が始まるとともに、被疑者国選弁護制度が大幅に拡大され、他方で被害者参加制度も始まったことから、財政的には不意の支出も考えられるため、柔軟な対応が必要となる。また、裁判所が八王子支部から立川支部に移転したことに伴い、東京三弁護士会多摩支部もその本拠を立川に構えることとなったため、財政面においても柔軟な対応をする必要がある。さらに、平成22年3月には世界大都市弁護士会会議が本会主催のもと開催されることとなっており、これを成功させる必要がある。

収入の予算編成にあたって、新入会員等の人数を暫定的に予想して会費、入会金収入を予想し、会員特別負担

金の収入についても、これまでの負担金の未回収率等を前提として予算計上した。また、委員会等の事業関連予算については、昨年度の実績をふまえて、本年度の事業予定として具体的内容が確定されておらず具体的支出の裏付けのないものは支出予算として認めない方針を踏襲して予算編成した。予算外の事業支出をする場合には、その必要性、相当性及び金額を慎重に検討した上で、事業関連費からの支出で対応する。さらに、将来の多額の支出に備えて、職員給付引当資産、OA刷新プロジェクトに基づく費用に支出するための事業準備等積立資産、会員の弔慰金、見舞金を支出するための会員福利厚生積立資産の積立を行っている。その他、本年度から、各種行事に関する費用、弁護士・事務職員に関する研修の費用、司法修習支援金に関する費用についてそれぞれ独立した科目として計上することとした。

なお、今後、東京弁護士会会計規則第24条中「ただし、総会の承認により、科目区分の大科目中において中科目間、小科目間及び中科目と小科目間での流用をすることができる」により、理事者会の承認を得て、一般会計内の科目間の流用及び各特別会計においてはその会計内での流用を認めることについて承認する。また、職員退職金については、本年度内に退職者があった場合に備えて予算を計上しているが、念のため、管理費の退職給付支出として計上した10,000,000円を超える支出が必要となった場合には、退職給付引当資産から必要な額を取り崩して支出することについて承認する。